【89】

氏　名（本　籍）	徐（じょ）　南（なん）　號（ごう）（中国）
学位の種類	教育学博士
学位記番号	博乙第254号
学位授与年月日	昭和60年7月31日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	教育学研究科
学位論文題目	台湾省の近代化過程における職業教育制度の歴史的研究

主　査	筑波大学教授		真野宮雄
副　査	筑波大学教授		草薙進郎
副　査	筑波大学教授	教育学博士	下村哲夫
副　査	筑波大学教授	教育学博士	杉原一昭
副　査	筑波大学教授		鈴木博雄
副　査	筑波大学教授		高倉翔
副　査	筑波大学教授	教育学博士	成田十次郎
副　査	筑波大学教授		桑原敏明

論　文　の　要　旨

本論文は，以下の7章から構成されている。

第1章　序論（33頁）

第2章　台湾省近代化以前の史的考察（158頁）

第3章　台湾近代化の始りと職業教育制度の成立（257頁）

第4章　中国大陸近代化の失敗と職業教育制度（175頁）

第5章　台湾光復後の改革と職業教育制度（214頁）

第6章　台湾省近代化の現状と職業教育制度（147頁）

第7章　総結論（53頁）

全文日本語で書かれ，本文（序論，総結論，注釈を含む）1,037頁（300字詰原稿用紙）と参考文献25頁より成る。

第1章では，題目の意味，研究目的，研究方法と資料，内容構成の4節を通して，研究の課題と方法を明確にしている。

第2章では，未開拓時代の台湾，顔・鄭とオランダの占領，延平王族の統治時代，満清帝国の統治時代の4節に分けて，有史以来台湾省の割譲（1895年）までの台湾省における文化的状況と教育制度との推移をフォローし，この期においては，職業教育制度は存在していないことを明らかにした。

第3章では，台湾省の割譲，政治・経済・産業等の近代化，教育行政の近代化，新しい職業教育の試行，職業教育制度の成立の5節に分けて，日本植民地時代における台湾の職業教育制度の成立過程と実態を明らかにした。本章では，特に，日本政府の施策，台湾側の努力，日本との比較，制度発展の契機を明らかにしながら，台湾におけるこの期の職業教育制度の成立と展開，その特徴と要因を考察した。本章は，本文の4分の1の分量を占め，本論文のひとつの中心部分に位置している。

第4章では，清末の洋務運動及び維新運動，中華民国の近代化政策，民国成立後の職業教育制度の3節を設けて，日本植民地下の台湾の職業教育制度と比較する意味で，1862年から1945年に至る大陸中国の職業教育制度確立の運きと失敗の過程および要因とを考察している。

第5章では，政治体制の改革，経済方面の改革，教育行政の改革，学校制度の改革，職業教育制度の改制の5節に分けて，光復後の台湾における職業教育制度の改革の過程とその背景を考察した。台湾省における職業教育制度史において，この期は第2の画期をなし，現在の制度を大きく規定しているので，相当の分量が，この章に割かれている。

第6章では，現段階の経済建設，内政及び社会の安定，職業教育に関する法的体系，職業教育に関する教育行政組織，職業教育に関する教師の養成，職業学校の教育内容，実習と産学協同についての7節に分けて，現時点における職業教育制度の問題点を分析し，今後進むべき方向を考察した。

第7章は，章題の示す通り，本研究の総結論であり，以下の5項より成る。これを要約すれば次の通りである。

1　台湾省近代化運動の特色――①文化程度が極めて低い段階から，極めて高い理想を実現しようとする段階に，短期間で到達したこと，②この成功は，政府が冒険的に近代化政策を推進し，人民も積極的に協力した結果であること，③国民の権利をある程度抑えて，経済発達を優先させて近代化の道を拓いたことである。

2　解明されたことがら――本項では，第2章から第6章までの各章最終節の「小結論」においてまとめられたように，章を構成するにあたって論文作成者が各章に課した問題が，すべて解明されたことを，問題―解答の形式で要約している。

3　台湾省の職業教育制度を決定した要因――台湾の職業教育制度は，「無制度」→「実業学校制度」→「職業教育奇形膨脹」の各期を経た。その要因は，①台湾の産業技術および経済発達の諸段階に対応する，②時々の政府の政策が強く作用したこと，③台湾の社会文化及び伝統の変化を基礎としていること，④日本，米国，ヨーロッパなど諸外国の影響，が挙げられる。

4　職業教育制度の比較結果――本研究の二次的研究方法として，台湾・日本・中国大陸を比較すると，類似点は，①儒教文化を基礎として近代職業教育制度を確立したこと，②古い徒弟制度を

切り捨て，新しい職業教育制度を実施したこと，③職業教育を学校制度の傍系に位置づけ，職業教育は中等程度で完成させる水準においたこと，④全日制職業教育を主流とし，定時制を副次的なものとした。次に相違点を，戦後の台湾と日本との比較に見れば，①台湾の職業学校は分設制（単置制）であること，②台湾では公立より私立の比率が高く，施設が貧弱であること，③台湾には，職業学校法が学校教育法と別個にあり，教育行政組織も独立していること，④台湾では，職業教育と職業訓練が混合しており，後者の法制化が遅れたこと，である。

5　職業教育制度の問題と改善――①人的能力開発計画の目的と生徒個人の意向との間に著しい矛盾があること，②職業学校分設制（単置制）及び入試制度の改善，③職業教育制度が傍系の袋小路であり，生涯教育の時代に適合していないこと，④職業教育を義務教育化する政策が問題をもっていること，を問題にし，問題解決の方途を示唆した。

審　査　の　要　旨

本研究は，「マクロな角度から台湾及び澎湖諸島の基本開拓及び近代化という重大な変化を歴史的に考察し，またその過程に於ける職業教育制度の形成背景と構成条件等を究明すると共に教育制度に関する重要な問題を探求する試みである」（論文p. 12）。言いかえれば，本研究は，①台湾および澎湖諸島の有史以来現在にいたるまでの，②職業教育制度の成立・展開の過程を，③近代化の過程との関連で明らかにし，④とりわけ，この地域の職業教育制度発展の諸要因を明らかにし，⑤その成果をもとに教育制度の問題の解決に示唆を得ようとする研究である。したがって，この研究は，壮大な広がりをもつとともに，職業教育制度という焦点をもつ研究であり，台湾および日本において試みられたことのないテーマであるといえる。

本論文は，壮大でユニークな研究を，全体として，十分な水準において完成させ得たものということができる。すなわち，

①　「近代化」「職業教育制度」等の論文遂行に必要なキー・ワーズを吟味することから始めて，各時期（第2章から第6章まで）について解明すべき個別課題を明確にし，歴史的研究法を主とし比較研究法を補助とする研究法を自覚的に採用するなど，研究枠組みの設定に意を用いていること，

②　本論の叙述にあたっては，日本文および中国文の豊富な資料・文献を的確に使用し，職業教育・近代化・各種の要因に関する事実を詳細に記述し，数百年に及ぶ長い期間について通史を完成させたこと，

③　職業教育制度の発展過程に及ぼす諸要因も適切に分析され，その分析を説得力あるものとする努力が払われていること，

④　序論から総結論に至るまで十分な一貫性をもち，研究によって明らかにされたことも相当の妥当性をもつこと，

⑤　大部な論文の初めから終わりまで，しっかりした字体と細心の注意力をもって執筆され，作成者の人柄と論文への誠実な取り組みがうかがわれ，形式面で殆どミスがないこと。

以上の特記すべき諸点により，本論文は，前項に要約した成果をあげることができ，すぐれた水準にあるものと判定される。

しかし，若干の問題は指摘される。外国人であるがゆえの表現の不適切さは措くとしても，比較研究の甘さや，各期各項についての突っこみの浅さと即断，時々現われる情緒的感情的判断などがそれである。しかし，これらの問題も，長い歴史の過程を大摑みに，祖国の未来に研究的に寄与しようという研究意図からは許される範囲内にあるものと考えられる。

よって，著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。